



島根県報

平成30年10月30日（火）

第3,053号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) 2

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定 (地 域 福 祉 課) 2

生活保護法の規定による介護機関の指定 (") 3

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 (") 3

生活保護法の規定による指定医療機関の事業休止の届出 (") 3

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 (") 3

土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (農 村 整 備 課) 4

建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更 (建 築 住 宅 課) 5

【特定調達公告】

広域計測用風況測定システムの購入に係る一般競争入札の実施 (原子力安全対策課) 5

配光測定装置の購入に係る一般競争入札の落札者等 (港 湾 空 港 課) 8

空港用スノーパ除雪車の購入に係る一般競争入札の落札者等 (") 8

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第86号）

1 規則の概要

地方税法の改正に伴う様式の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第86号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第89号様式その1表面及び第89号様式その2表面中

「 道府県民税の特定寄附金税 額控除額 」	を	「 道府県民税の特定寄附金税 額控除額 外国関係会社等に係る控除 額 」	に改
--------------------------------	---	---	----

める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもの
のうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

告 示

島根県告示第686号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定した
ので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ひやくどみクリニック	出雲市上塩冶町142-1	平成30年10月1日
小池歯科医院	出雲市大社町杵築南864-1	平成30年8月11日

島根県告示第687号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年10月30日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 もくれん	出雲市松寄下町1286-1	小規模多機能型居宅介護	小規模ホーム もくれん	出雲市湖陵町三部964-1	平成30年6月1日
株式会社 もくれん	出雲市松寄下町1286-1	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模ホーム もくれん	出雲市湖陵町三部964-1	平成30年10月10日
株式会社 もくれん	出雲市松寄下町1286-1	認知症対応型共同生活介護	グループホーム もくれん	出雲市湖陵町三部964-1	平成30年10月10日
株式会社 もくれん	出雲市松寄下町1286-1	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホーム もくれん	出雲市湖陵町三部964-1	平成30年10月10日

島根県告示第688号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年10月30日

島根県知事 溝口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
永瀬脳外科内科	益田市土井町2-27番地	平成30年7月31日
小池歯科医院	出雲市大社町杵築南864-1	平成30年8月11日
順天堂薬局サンデーズ益田駅前店	益田市駅前町17番1 イーガビル1F	平成30年8月31日

島根県告示第689号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年10月30日

島根県知事 溝口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	休止年月日
なかのしま薬局	益田市中島町イ370-8	平成30年8月24日

島根県告示第690号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
小池 隆男	出雲市大社町杵築南 864-1	居宅療養管理指導	小池歯科医院	出雲市大社町杵築南 864-1	平成30年8月11日
小池 隆男	出雲市大社町杵築南 864-1	訪問看護	小池歯科医院	出雲市大社町杵築南 864-1	平成30年8月11日
小池 隆男	出雲市大社町杵築南 864-1	訪問リハビリテー ション	小池歯科医院	出雲市大社町杵築南 864-1	平成30年8月11日
小池 隆男	出雲市大社町杵築南 864-1	介護予防居宅療養 管理指導	小池歯科医院	出雲市大社町杵築南 864-1	平成30年8月11日
小池 隆男	出雲市大社町杵築南 864-1	介護予防訪問看護	小池歯科医院	出雲市大社町杵築南 864-1	平成30年8月11日
小池 隆男	出雲市大社町杵築南 864-1	介護予防訪問リハ ビリテーション	小池歯科医院	出雲市大社町杵築南 864-1	平成30年8月11日

島根県告示第691号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

出雲市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

木次 誠 出雲市武志町352番地 5
 伊藤 弘之 出雲市古志町3987番地 5
 児玉 純男 出雲市稗原町2940番地
 曾田 量一 出雲市上島町1219番地
 曾田 修一 出雲市荒茅町3212番地
 高田 誠治 出雲市大島町421番地
 福島 隆 出雲市西林木町910番地

監事

福間 勉 出雲市塩冶町280番地
 今岡 宏光 出雲市乙立町2026番地 7
 嘉田不二夫 出雲市姫原一丁目 3 番地 1

2 就任年月日

平成30年10月4日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

木次 誠 出雲市武志町352番地 5
 伊藤 弘之 出雲市古志町3987番地 5

渡部喜代男 出雲市所原町5249番地 2
 三成 重徳 出雲市矢尾町758番地
 曾田 量一 出雲市上島町1219番地
 曾田 修一 出雲市荒茅町3212番地
 高田 誠治 出雲市大島町421番地

監事

児玉 純男 出雲市稗原町2940番地
 北村 信夫 出雲市稲岡町174番地
 福間 勉 出雲市塩冶町280番地

島根県告示第692号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
株式会社グッド・アイズ建築検査機構	東京都新宿区百人町二丁目16番15号	東京都新宿区百人町二丁目16番15号 神奈川県横浜市中区尾上町四丁目57番地	東京都新宿区百人町二丁目16番15号 神奈川県横浜市西区高島二丁目19番12号	平成30年11月1日

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成30年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

広域計測用風況測定システム 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成31年3月29日（金）

(4) 納入場所

深田北局（島根県松江市鹿島町片句字輪谷531番地）

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者

でないこと。また、その者を代理人、支配人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格名簿の営業種目（大分類「4機械器具類」中分類「(6)光学計測機器」）に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 入札説明書に示す入札参加資格確認申請書その他の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。

3 入札方法

- (1) 本案件は、電子入札対象案件であることから、入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。
なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札説明書及び入札参加希望者に要求される事項

(1) 入札説明書の交付

本公告の日から平成30年11月9日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から平成30年11月9日（金）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部原子力安全対策課原子力安全対策第一グループ

電話 0852-22-6521 F A X 0852-22-5930

(2) 入札説明会

実施しない。

(3) 確認書類の提出

本件入札に参加を希望する者は、平成30年11月9日（金）正午までに入札説明書に掲げる入札参加資格確認申請書その他の書類を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

5 入札の期間、開札の日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

平成30年11月14日（水）午前9時から同月15日（木）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

イ 提出期限

平成30年11月15日（木）午後4時（ただし、郵送の場合は、平成30年11月15日正午までに到着していること。）

ウ 提出場所

上記4(1)イの場所

(3) 開札

ア 日時

平成30年11月16日（金）午前10時

イ 場所

上記4(1)イの場所

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県防災部原子力安全対策課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Wind condition measurement system for wide-area measuring 1 set

(2) Delivery deadline : 29 March 2019

(3) Date and time of bidding : 15 November 2018 at 16 : 00

(The electronic bidding period is from 9:00, 14 November 2018 until 16:00, 15 November 2018. Bids submitted by mail must arrive by 12:00 on 15 November 2018.)

(4) Date and time of bid opening: 16 November 2018 at 10:00

(5) Contact information regarding bidding: Nuclear Power Safety Policy Division, Department of Disaster Prevention, Shimane Prefectural Government 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken 690-8501, Japan
Tel: 0852-22-6521

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 件名及び数量
配光測定装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日
平成30年8月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社有電社 中国営業所 所長 宮本 耕平 広島県広島市中区西十日市町9番9号
- 5 落札金額
47,844,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成30年7月20日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年10月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 件名及び数量
空港用スノーパ除雪車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日
平成30年9月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
第一実業株式会社 代表取締役 宇野 一郎 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

- 5 落札金額
68,904,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成30年8月24日